

基金積立て事業について（案）

1 目的

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、市内全域の市民が避難を余儀なくされたが、その支援については居住していた地区により差が生じた。

今後、市民が一体となって本市の復興を進めるために、地区によって生じた差を埋める市独自の新たな支援策を実施する必要があることから、その財源として基金を造成するものである。

2 基金の額

鹿島区民（平成23年3月11日時点で鹿島区に住民登録があり、実施事業の対象となる者、約10,300名。）に対する支援策を実施するため、総額で10億3千万円の基金を造成する。

3 基金造成の時期

平成30年6月

4 実施事業（予定）

- (1) 30km圏外の市民に対する高速道路料金助成事業
- (2) その他（市民の一体感の醸成に必要な鹿島区の事業等）

(別紙) 実施事業(予定)の(案)**1 30km圏外の市民に対する高速道路料金助成事業****(1) 対象者(約7,400名)**

平成23年3月11日時点において南相馬市内に住所を有する者のうち南相馬市小高区の全域、原町区の全域、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内、鹿島区鳥崎、鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂、鹿島区寺内以外の区域に住民登録があった者で、住居が特定避難勧奨地点の設定を受けていなかった世帯の者。

(2) 助成金額

登録する市民1人あたり2年間で10万円を上限とする。

(基準額：5万円／年)

《基準額：5万円／年とした根拠》

平成24年度～平成29年度までの6年間の30km圏内の無料措置額

(ネクスコ東日本への聴き取りによる)

軽自動車、普通自動車：440億円 → 73億3,300万円／年 …①

30km圏内の無料措置対象者(ふるさと帰還通行カード対象者)

→ 14万7千人 …②

一人当たりの年間利用額=①／② 49,884円
 $\approx 50,000$ 円

(3) 助成要件

①高速道路通行料金の支払いについては、自己のETCカードを用いて精算すること。

②福島県内のインターチェンジ及び南相馬鹿島スマートインター(他のスマートインターは除く)並びに宮城県山元インターチェンジを入口または出口として利用すること。

(4) 助成方法

ETC利用明細書による償還払いとする。

(請求行為に係る利用者の負担軽減策を検討中。)

(5) 事業費総額(見込み) 7億4千万円+事務費

(6) 助成期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの2年間。

2 その他（市民の一体感の醸成に必要な鹿島区の事業等）

今後、市議会、鹿島区行政区長会、鹿島区地域協議会等から意見を聴取し、基金の残額を財源として市民の一体感の醸成に必要な鹿島区の事業等を検討する予定。

高速道路の無料措置と南相馬市高速道路利用料金助成事業(案)の比較表

	高速道路の無料措置	南相馬市高速道路料金助成事業(案)
1 實施主体	NEXCO東日本	南相馬市
2 實施期間	平成24年4月1日～平成32年3月31日	平成30年10月1日～平成32年9月30日(2年間)
3 対象者	① 小高区の全域、原町区の全域、鹿島区小島田、塩崎、大内、鳥崎、川子、南右田、江垂、寺内の住民。(居住地が旧特定避難勧奨地点の者を含む。) ② 平成23年3月12日以降の本市からの転出者を含む。(平成23年3月12日以降の本市への転入者は含まない。)	平成23年3月11日時点で本市に住民登録があつた者のうち ① 左記、①の区域以外の住民。 (高速道路の無料措置対象者以外の者) ② 平成23年3月12日以降の本市からの転出者を含む。 (平成23年3月12日以降の本市への転入者は含まない。)
4 対象車両	全ての車種 (バス、トラック等の事業用自動車を含む。)	全ての車種 (バス、トラック等の事業用自動車を含む。)
5 要件	【無料措置となる要件】 (1)福島県内のインターチェンジ(スマートインターチェンジを除く)及び宮城県山元ICを入口または出口として利用すること。 (2)上限額なし。	【助成対象となる要件】 (1)福島県内のインターチェンジ及び南相馬鹿島スマートインターチェンジを入口または出口として利用すること。 (他のスマートインターチェンジは除く)並びに宮城県山元インターチェンジを入口または出口として利用すること。 (2)上限額あり。(2年間で10万円×家族人数)
6 料金所における適用レーン	一般レーンのみ。	一般レーン及びETCレーン(ETC車載器を搭載している場合)
7 確認手段	ふるさと帰還通行カードで確認。(平成30年1月より発行)	ETCカードで確認。